

第3回熊野川懇談会設立準備会

平成16年6月19日

参考資料 2

第3回熊野川懇談会設立準備会

設立準備会の規約等

設立準備会規約

(名称)

第1条 本会は、熊野川懇談会設立準備会（以下「設立準備会」という）と称す。

(目的)

第2条 設立準備会は、熊野川河川整備計画の作成にあたり、熊野川らしさやあるべき姿を踏まえつつ、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき同整備計画の案作成に向け学識経験者の意見を聴くため等、設置が予定されている「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という）の構成委員、運営のあり方等について、答申を行う事を目的とする。

(設置)

第3条 設立準備会は、近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

(組織等)

第4条 設立準備会の委員は、事務所長が委嘱する。委員の任期は諮問に対して答申が行われた時点をもって満了とする。

(情報公開)

第5条 設立準備会の会議、会議資料、議事内容については原則として公開とする。公開方法については設立準備会が別途定める。

(委員長)

第6条 設立準備会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。委員長は会務を総括し、設立準備会を代表する。会議は委員長が召集し、設立準備会が運営を行う。

(会議)

第7条 設立準備会は、委員の4/5以上の出席をもって成立する。委員の代理出席は認めない。設立準備会は出席者の過半数をもって意志決定を行う。同数の場合は、委員長の裁量に委ねる。

(庶務)

第8条 設立準備会の事務局は三井共同建設コンサルタント株式会社に置き、設立準備会の指示により、以下の庶務をとり行う。

- ・ 会議資料の作成
- ・ 議事録の作成
- ・ 会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、設立準備会の運営に関し必要な事項は、設立準備会において定める。

(施行期日)

付 則 この規約は、平成15年12月20日から施行する。

情報公開要領

1. 設立準備会の傍聴について

- ・会議は原則として、傍聴することができる。
傍聴席は最大60席程度とし、その席数を明記して案内を行い、先着順とする。
- ・傍聴者は原則として、発言することができる。
発言の際には氏名、住所（市町村名）または所属を名乗るものとする。
発言内容の内会議の趣旨に沿うものについては、今後の会議運営の参考とし、氏名、住所または所属とともに議事録等に記載する。

2. 設立準備会の開催の案内について

設立準備会の開催の案内は、ホームページ、新聞による広告、パンフレット配布、記者発表等をおして行う。

3. 会議資料の公開方法について

会議資料を、会議場で配布するとともに、ホームページ上で公開する。また、関係機関および希望者に配布する。

4. 審議の内容および結果の公開方法について

審議の要旨（議事骨子）および開催日時、場所、会場風景等を、ニュースレターとしてとりまとめ、会議場、関係機関で配布するとともに、ホームページ上で公開する。あわせて議事録を作成し、会議場およびホームページ上で公開する。また、議事録を希望者に配布する。

5. マスコミ関連

会議場には記者席を設け、取材が可能な状況を設定する。また会議後には、必要に応じて記者会見を実施する。

6. 個人名の取扱い

熊野川懇談会の委員選定時における個人名については、原則として委員就任前の段階では非公開とし、委員就任後は公開とする。このため委員選考を行う会議については、候補委員のプライバシーに配慮し、非公開にて実施する。

7. 投稿意見の取扱い

事務局等に投稿された意見は公開とし、それを参考として会議資料に添付する。ただし、数量が多い場合には調整する。

熊野川懇談会委員選考規定

1. 目的

熊野川懇談会（以下「懇談会」という。）の委員の選考を行うため、この規定を定める。

2. 審査

審査は書面審査とする。書面審査は候補者のプライバシーに配慮し非公開で行う。

3. 委員候補者

学識経験者、地域の情報に詳しい者の中から懇談会委員としてふさわしい見識を有する者を委員候補として推薦する。ただし、地方公共団体の長・議員、児童・生徒は除くものとする。

4. 委員構成

分野別の委員構成は概ね下表のとおりとする。

<分野別委員数>

分野構成		専門分野 (設立準備会委員含む)	委員数 (設立準備会委員数)
治	水	河川、海岸、治山・砂防等	3(1)
利	水	農業水利、水文・水資源、水質・上下水道	3(1)
環境	自然環境	動植物・生態系	2(1)
	社会環境	歴史・文化・文化財 広報、流域活性化	2(1) 2(1)
地域の特性		熊野川流域の特性に詳しい者	公募委員 3
計			15(5)

5. 選考

(1) 推薦委員

推薦委員の選考については、推薦委員選考要領に従ってこれを行う。

(2) 公募委員

公募委員の選考については、公募委員選考要領に従ってこれを行う。

6. 役割

委員は、1年間に5回程度開催が予定される懇談会に参加し、以下の項目について審議する。なお、任期は2年程度である。

熊野川、相野谷川および市田川の直轄管理区間（猿谷ダム管理区間を含む）の河川整備計画について
流域住民からの意見聴取方法について

7. プライバシー

候補者の氏名や推薦・応募用紙の記載内容等については、原則として公表しない。

8. その他

委員が懇談会へ出席する際には、謝金、交通費が支払われる。

この規定に定めるもののほか、審査及び選考に関する事項等については、必要に応じ、これを別途定める。

推薦委員選考要領

1. 推薦の目的

設立準備会は、河川整備のあり方や整備計画の策定について、専門的な立場からの意見を聴くために、学識経験者を推薦する。

2. 推薦人数

分野別に推薦する委員数は概ね分野別委員数の表のとおりとする。

3. 推薦方法

設立準備会委員は、推薦委員候補者の氏名、連絡先、経歴、推薦理由等を所定の用紙に記入し、推薦者の氏名とともに事務局に提出する。

4. 選考方法

設立準備会委員は、推薦委員候補者の経歴等を総合的に判断し、分野毎に選考順位を定め、これに従って推薦委員を順次選考する。

公募委員選考要領

1. 公募の目的

設立準備会は、河川整備のあり方や整備計画の策定について、地域の特性に詳しい方から広く意見を聴くために、委員を公募する。

2. 公募人数

3名程度とする。

3. 資格

熊野川流域の特性に詳しく、委員として熱意をもって活動していただける方で、以下の要件を満たしている方とする。

(: 地域の歴史や文化、漁業、農業、林業、観光、まちづくり、流域や河川の動植物、気象、その他)

(1) 1年間に5回程度開催が予定される懇談会に参加できる方

(2) 熊野川流域内(新宮市、熊野川町、本宮町、北山村、紀宝町、鶴殿村、紀和町、熊野市、御浜町、十津川村、野迫川村、奈良県大塔村、天川村、上北山村、下北山村)に居住または通勤・通学している方。ただし、地方公共団体の長・議員、児童・生徒は除く。

4. 選考方法

応募者の経歴、作文の内容等を総合的に判断するとともに、応募者の専門性、地域性等について、他の委員とのバランスに配慮して選考する。

5. その他

募集広報は、紀南河川国道事務所および設立準備会事務局のホームページ、記者発表、新聞広告またはチラシの折込み、関係機関へのパンフレット配布等によって行われる。

なお、応募者には、次のことが周知される。

(1) 氏名、職業、連絡先、活動歴、応募理由等を応募用紙に記入の上、『熊野川に対する想い、期待、新たな提案』などをテーマに400～1200字程度で自由に作文し、郵送、FAX、メールのいずれかで事務局に提出すること。

(2) 応募用紙は、ホームページ、募集パンフレット、新聞チラシに添付し(コピーでも可)作文の用紙はA4またはB5サイズで横書きを基本とすること。なお、応募用紙等は返却しないものとする。